



厚生労働省 大阪労働局

～セクシュアルハラスメントによる 労災請求の相談窓口開設について～

平成24年6月から、セクシュアルハラスメントなど職場のストレスによる精神障害に関する労災請求相談について、専門調査員（臨床心理士等）による相談窓口を設置いたしましたのでご利用下さい。

相談場所等

相談場所	相談日・時間
所在地	電話番号
大阪中央労働基準監督署	毎月第1木曜日 13:30~16:30
大阪市中央区森ノ宮中央 1-15-10	06-6941-0451
大阪南 労働基準監督署	毎月第2水曜日 13:30~16:30
大阪市西成区玉出中 2-13-27	06-6653-5050
茨木 労働基準監督署	毎月第2木曜日 13:30~16:30
茨木市上中条 2-5-7	072-622-6871
堺 労働基準監督署	毎月第3水曜日 13:30~16:30
堺市堺区宿院町東 3-2-23	072-238-6361
大阪労働局 労災補償課	毎月第3木曜日 13:30~16:30
大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎2号館9階	06-6949-6507
天満 労働基準監督署	毎月第4木曜日 13:30~16:30
大阪市北区天満橋 1-8-30 OAPタワー7階	06-6358-0261

ご相談は、予約制となります。それぞれの相談窓口へ、必ず事前にお問い合わせ下さい。(受付時間 8:30~17:15)